

山口県報

平成26年
5月16日
(金曜日)

目次

告示

瀬戸内海環境保全特別措置法第五条第一項の規定に基づく許可申請の概要 (環境政策課)……………一

生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出 (厚政課)……………二

生活保護法の規定に基づく介護機関の指定 (四件) (厚政課)……………三

公告

大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出 (商政課)……………五

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取 (六件) (商政課)……………六

契約の締結 (都市計画課)……………七

開発行為に関する工事の完了 (建築指導課)……………八

教委公告

平成二十七年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施……………八

指定技能教育施設の所在地の変更の届出……………一六

選管告示

不在者投票のできる老人ホームの指定……………一六

山口県告示第七十号



瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第五条第一項の規定に基づき特定施設の設置の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、平成二十六年五月十六日から同年六月五日までの

間、山口県環境生活部環境政策課及び防府市生活環境部生活安全課において公衆の縦覧に供する。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
住 所 防府市鐘紡町四番一号
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 株式会社ベルポリエステルプロダクツ
所 在 地 防府市鐘紡町四番一号
- 三 特定施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	構 造			使用の方法	
	能 力 (t/日)	工事着手 年月日	工事完成 年月日	使用開始 年月日	使用時間 隔り の 使用 間 隔 の 概 要
三三ーイ	三・一	平成二六、 九、二六	平成二六、 一、一八	平成二六、 一、一七	断 続 一五時間 変動なし

備考 「三三ーイ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第三十三号の合成樹脂製造業の用に供する縮合反応施設をいう。

山口県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用す

る同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり介護機関を廃止した旨の届出があった。

No. 1	排水口	排水		水の汚染状態		状態の値		排水の一日当たりの量 (m ³)										
		通常	最大	通常	最大	通常	最大											
七	八・五	水素イオン濃度 (水素指数)	五・五	化学的酸素要求量 (mg/l)	八・七	浮遊物質 (mg/l)	三	五	鉍油類 (mg/l)	三	七・三五	窒素 (mg/l)	一六・九五	リン (mg/l)	〇・二二	一・四一	一一、八八四	一三、八〇四

五 排出水の汚染状態の値及び排出水の量

種類	項目	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
		処理前	処理後	
焼却炉	水素イオン濃度 (水素指数)	四	五	二六
	化学的酸素要求量 (mg/l)	三	五	
	浮遊物質 (mg/l)	一〇	二〇	
	鉍油類 (mg/l)	検出せず	〇・二	
	窒素 (mg/l)	〇・二	〇・五	
	リン (mg/l)	〇・〇二	〇・〇二	
	汚水等の一日当たりの量 (m ³)	二六	二六	

(二) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種類	構造	能力 (m ³ /日)	処理の方式	使用時間	一日当たりの使用時間	季節的変動の概要	工事着手予定 (年月日)	工事完成予定 (年月日)	使用開始予定 (年月日)
焼却炉	耐火レンガ内張り	三〇	焼却	連続	二四時間	変動なし	(既設)		

四 汚水等の処理施設に関する事項
(一) 種類、構造及び使用時間間隔等

種類	汚水等の汚染状態の値		汚水等の一日当たりの量 (m ³)
	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	
三三ーイ	四	七・〇〇〇	一・二
	五	一〇	
	二〇	〇・二	
	〇・五	〇・二二	
	〇・〇五	〇・〇五	
	二六	二六	

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県告示第百七十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所 所在地	事業の 種類	廃止年月日
医療法人社団 高橋内科	周南市緑町一 丁目六六	周南市緑町一 丁目六六	訪問介護ヘル パーズステ ーションひまわ り	平成二六、 三、三
サンキ・ウエ ル株式会社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一六	防府市栄町二 丁目二番二九	訪問介護セ ンター	"
サンキ・ウエ ル株式会社	山陽小野田市 大字西高泊五 三六の一	山陽小野田市 大字西高泊五 三六の一	居宅療 養管理 指導	"
医療法人清和会	山口市鑄銭司三 三八一	山口市鑄銭司三 三八一	居宅介護支 援事業	平成二六、 三、三
サンキ・ウエ ル株式会社	広島市西区商 工センター六 丁目一	防府市大字新 田六〇〇の五	サンキ・ウエ ル介護セン ター	"
医療法人新生会	岩国市麻里布町 三丁目五番五号	岩国市車町一丁 目七番八号	さくらんぼ川 下介護保険 相談室	"
サンキ・ウエ ル株式会社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一六	防府市栄町二 丁目二番二九	訪問介護予 備	"

居宅介護事業者 氏名又は名 称	住所又は主 たる事務所 の所在地	居宅介護事業 所 所在地	事業の 種類	指定年月日
株式会社もう いちど	岩国市麻里布 町七丁目八番 二一	岩国市中津町 一丁目四番八 号	訪問介護サ ービス	平成二六、 四、一
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東 須恵三二〇の 一	山陽小野田市 住吉本町二丁 目五番一二号	むべの里訪問 介護事業所住 吉	"
株式会社プリ スホーム	下松市望町一 丁目一番二 八	熊毛郡田布施 町大字波野四 三の一	訪問介護ス テーションブ リスケア田布 施	"
サンキ・ウエ ル株式会社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一六	防府市大字新 田六〇〇の五	サンキ・ウエ ル介護セン ター	"
株式会社ここ ろの樹	長門市東深川 一三八八	長門市東深川 一三八八	訪問看護ス テーションこ ころの樹	"
有限会社いく も薬局	防府市上天神 町三番二〇号	防府市上天神 町三番二〇号	いくも薬局天 神店	"
有限会社ケア リンク	周南市若宮町 一丁目四三の 二	周南市大字久 米二八八七の 三	久米調剤薬局	"
株式会社社正 会	山陽小野田市 大字鴨庄一 の三	山陽小野田市 大字鴨庄四の 四	デイサービス あさがお	"
株式会社プリ スホーム	下松市望町一 丁目一番二 八	熊毛郡田布施 町大字波野四 三の一	デイサービス スケア田布施	"
株式会社おも てなし	熊毛郡平生町 七〇の六	熊毛郡平生町 七〇の六	サービリス デー	"

株式会社ブリ スホーム	下松市望町一 丁目一番二 八号	デイサービス センタープリ スケア平生	六八の一八 五	特定居 生活	平成二 一、	三、
社会福祉法人 同朋福祉会	美祢市於福町 上四〇一七 の一	グレイスフル めぐみの園	美祢市於福町 一三七八の 八	介護 生活	平成二 四、	四、
医療法人新生 会	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	いいいケア・ クリニクスデ ィサービスセ ンターわかば	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	認知症 対応型 通所介 護	平成二 六、	三、
社会福祉法人 正清会	山口市阿知須 五〇四四の 一	多機能ホーム 遠波の里白松 苑	山口市佐山一 八〇四の一	小規模 多機能 型居宅 介護	平成二 四、	四、
医療法人新生 会	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	小規模多機能 型居宅介護 ラ・スリース	岩国市麻里布 町三丁目五番 五号	介護 生活	平成二 三、	三、
サンキ・ウエ ル株式会社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ル株式会社 多機能セン ター柳井	柳井市柳井一 〇一〇の一	介護 生活	平成二 四、	四、

山口県告示第七十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月十六日

居宅介護支援業者 名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援業者 名称	所在地	指定年月日
サンキ・ウエル 株式会社	広島市西区商工 センター六丁目 一番一號	サンキ・ウエル 介護センター 防府中央	防府市八王子二 丁目八番八号	平成二 六、 三、 一
社会福祉法人錦 福社	岩国市錦町広瀬 七五八	錦福社まわり 居宅介護支援 事業所	岩国市麻里布町 三丁目五番三〇 号	平成二 四、 一

山口県告示第七十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月十六日

介護老人保健施設 名称	所在地	指定年月日
熊毛郡平生町大字平生村八九五	山口県知事 村岡 嗣政	平成二 六、 四、 一

山口県告示第七十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十六年五月十六日

介護予防事業者 氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業 の種類	指定年月日
株式会社もう いちど	岩国市麻里布 町七丁目八番 二一號	訪問介護サ ービスことり 号	平成二 六、 四、 一
社会福祉法人 むべの里	宇部市大字東 須恵三二〇の 一	むべの里訪問 介護事業所住 吉	平成二 三、 一
株式会社ブリ スホーム	下松市望町一 丁目一番二 八号	訪問介護ス テーションブ リスケア田布 施	平成二 四、 一
サンキ・ウエ ル株式会社	広島市西区商 工センター一 丁目一番一 号	サンキ・ウエ ル株式会社防 府	平成二 六、 三、 一
株式会社ここ の樹	長門市東深川 一三八八	訪問看護こ ころの樹	平成二 四、 一

有限会社いくも薬局	防府市上天神町三番二〇号	いくも薬局天神	防府市上天神町三番二〇号	介護住宅管理指導	〃	〃	〃	〃	〃
有限会社ケアリンク	周南市若宮町二丁目四三の二	久米調剤薬局	周南市大字久米二八八七の三	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社民正	山陽小野田市大字鴨庄一の三	デイサービスあさがお	山陽小野田市大字鴨庄四の四	介護通所	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社プリスホーム	下松市望町一丁目一番二八号	デイサービスセンター田布施	熊毛郡田布施町大字波野四三三の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社おもてなし	熊毛郡平生町七〇の六	リハビリデイサービスおもてなし	〃平生町七〇の六	〃	〃	〃	〃	〃	〃
株式会社プリスホーム	下松市望町一丁目一番二八号	デイサービスセンターア平生	〃〃〃五八の一	〃	〃	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町一四〇一七の八	グレイスフルめぐみの園	美祢市於福町一四三七八の一三	介護特設施設特定居生活介護	平成二一、四、	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人正清会	山口市阿知須五〇四四の一	多機能ホーム遠波の里白松苑	山口市佐山一八〇四の一	介護特設施設特定居生活介護	平成二六、	〃	〃	〃	〃
医療法人新生	岩国市麻里布町三丁目五番五号	小規模多機能型居宅介護ラ・スリーズ	岩国市麻里布町三丁目五番五号	住宅介護	〃	〃	〃	〃	〃
サンキ株式会社	広島市西区商工センター六丁目一番一	サンキ小規模多機能センター柳井	〃〃〃〃〃〃〃〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
社会福祉法人同朋福祉会	美祢市於福町一四〇一七の八	グループホームひかり園	美祢市於福町一三二六七の二	介護特設施設特定居生活介護	平成一八、	〃	〃	〃	〃



(二五八) 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第五条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十六年五月十六日から同年九月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 (仮称) ドラッグコスモス王喜本町店
 所在地 下関市王喜本町四丁目一〇四二の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに代表者の氏名
 氏名又は名称 住 所 代表者の氏名
 株式会社コスモス薬品 福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号 宇野 正晃
- 四 大規模小売店舗の新設をする日
 平成二十六年十二月十九日
- 五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 一、八六六平方メートル
- 六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 (一) 駐車場の収容台数 六六台
 (二) 駐輪場の収容台数 一七台
 (三) 荷さばき施設の面積 二七平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量

九立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名又は名称	株式会社コスモス薬品	開店時刻	午前一〇時	閉店時刻	午後一〇時
--------	------------	------	-------	------	-------

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時三十分から午後十時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

二箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前零時から午後十二時まで

八 届出年月日

平成二十六年四月十八日

(二五九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十二月六日山口県公告(四〇五)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン下関安岡店

所在地 下関市梶栗町三丁目六番六号

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(二六〇) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成

二十五年十二月六日山口県公告(四〇七)に係る大規模小売店舗について次のとおり光市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び光市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クスリ岩崎チエーン光小周防店

所在地 光市大字小周防一六五〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求めない。

(二六一) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十二月十七日山口県公告(四二二)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク恩田店

所在地 宇部市草江二丁目一番一号

二 意見の概要

交通に係る事項、騒音の発生に係る事項、街並みづくり等について配慮を求めない。

(二六二) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十二月二十四日山口県公告(四三七)に係る大規模小売店舗について次のとおり山口市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び山口市経済産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マックスバリュ吉敷店

所在地 山口市大字吉敷二五七五の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一六三) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十二月二十四日山口県公告(四三三八)に係る大規模小売店舗について次のとおり柳井市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び柳井市経済部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオン柳井ショッピングセンター

所在地 柳井市大字柳井一七四〇の一

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一六四) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十五年十二月二十四日山口県公告(四三三九)に係る大規模小売店舗について次のとおり下関市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十六年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業振興部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ゆめモール下関

所在地 下関市新椋野二丁目一〇一七番

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(一六五) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 事務を担当する課の名称及び所在地

土木建築部都市計画課 山口市滝町一番一号

二 落札に係る特定役務の名称及び数量

周南流域下水道浄化センター脱水汚泥の運搬及び処分業務 一式

三 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

四 落札者を決定した日

平成二十六年三月二十八日

五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地

山陽三共有機株式会社 下松市葉山一丁目八一九番一四

六 落札金額

一トン当たり一万五千六百六十円

七 入札公告日

平成二十六年二月十四日

八 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 村岡 嗣政

(二) 調達方法

購入等

(三) 落札方式

最低価格

(一六六) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十六年五月十六日

山口県知事 村岡 嗣政

一 開発区域に含まれる地域の名称

熊毛郡平生町大字平生村字東西原

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

熊毛郡平生町大字曾根一六番地の二

社会福祉法人うちつみ会



公告

平成二十七年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十七年山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成二十六年五月十六日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十七年における教員(山口県公立学校教員の採用に関する規則(平成三年山口県教育委員会規則第三号)第一条に規定する教員をいう。)としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科(科目等)及び採用見込者数

選考区分並びに試験を行う校種等、教科(科目等)及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

選考区分	校種等	教科(科目等)	採用見込者数
------	-----	---------	--------

一		般	選	考
特別支援学校 中学校 学部	特別支援学校 小学校 学部	高等学校	中学校	小学校
中学校に準ずる。		国語(公民・政治・経済・世界史・日本史・地理) 数学(保健体育・理科・物理・化学) 英語(英語) 社会(地理・歴史・世界史・日本史・地理) 家庭(音楽・美術・保健) 理科(英語) 音楽(英語) 美術(保健)	国語 社会 家庭 外国語(英語) 音楽 美術 保健	
四人程度	四人程度	六十人以上程度 九十四人以上程度 九十八人以上程度 九十九人以上程度	六十一人以上程度 九十四人以上程度 九十八人以上程度 九十九人以上程度	二百人以上程度

考 特 科 理 療 科 看 護 科 特 別 選 考	高 等 学 校	高 等 学 校	博 士 号 取 得 者 特 別 選 考	高 等 学 校	ソ ポ ー ツ 特 別 選 考	考 特 別 選 考 社 会 人			養 護 教 諭	考 特 別 選 考 対 象 と し た 者 を 身 体 障 害 者 と し た 者 を 含 む 。	小 学 校 (特 別 支 援 学 校 の 小 学 部 を 含 む。)	中 学 校 (特 別 支 援 学 校 の 中 学 部 を 含 む。)	養 護 教 諭	特 別 支 援 学 校 高 等 部	
						高 等 学 校	中 学 校	小 学 校							
特別支援学校高等部	理療	看護	理科(物理 化学 生物 地学)	保健体育 芸術(音楽 美術 書道)	音楽 美術 保健体育	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	一般選考に準ずる。	高等学校に準ずる。ただし、芸術(書道)及び水産を除く。	四人程度
特別支援学校高等部	一人程度	一人程度	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	若干人	八人程度	二十一人程度	二十一人程度	二十一人程度		

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

1 次のいずれかに該当する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

- (1) 昭和四十五年四月二日(高等学校の農業、工業、商業、水産及び福祉並びに特別支援学校高等部の農業、工業、商業及び福祉の教科の志願者にあつては、昭和四十年四月二日)以降に生まれた者

(二)

- (2) 昭和四十年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)
- (3) 平成二十六年山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者(第一次試験を受験した者に限る。)(のうち総合評価ランクがA又はBであるもの(平成二十六年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。以下、「第一次試験免除者A」という。)
- 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)に基づき授与された各相当の普通免許状(芸術(書道)の志願者にあつては書道の普通免許状及び国語の普通免許状、情報の志願者にあつては情報の普通免許状及び数学、理科又は家庭の普通免許状。以下同じ。)(を有する者又は平成二十七年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者
- 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九各号及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第十六各号並びに民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいずれにも該当しない者
- 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十七年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者
- 水産(航海系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第四十九号)に基づき交付された一級海技士(航海)、二級海技士(航海)若しくは三級海技士(航海)に係る海技免許状を有する者又は平成二十八年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者
- 水産(機関系)の志願者にあつては、船舶職員及び小型船舶操縦者法に基づき交付された一級海技士(機関)、二級海技士(機関)若しくは三級海技士(機関)に係る海技免許状を有する者又は平成二十八年三月三十一日までに当該海技免許状を有する者となる見込みの者
- 身体障害者を対象とした選考
- 教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。
- 1 身体障害者手帳の交付を受けている者
- 2 介護者なしで職務の遂行が可能な者
- 3 昭和四十年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A
- 4 (一)の2、3、4、5及び6に掲げる者

(三) 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

(1) (一)の2に掲げる者

(2) 高等学校の工業にあつては民間企業等において五年以上の工業に関する実務経験を有する者

2 次のいずれかに該当する者

(1) 現に民間企業等に五年以上継続勤務している者

(2) 青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして二年以上派遣された経験を有する者

3 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

4 (一)の3、5及び6に掲げる者

(四) スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 高等学校卒業後次のいずれかに該当する者(成績及び実績は、平成二十一年四月一日以降のものに限る。)

(1) オリピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者若しくは日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以上に入賞した者(団体が競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。)であつて、その競技に係る技能を一定の期間維持したもつた者又はその者を指導育成した実績を有する者(対象となる競技種目は、陸上競技、水泳、サッカー、テニス、ボート、ホッケー、ボクシング、バレーボール、体操、バスケットボール、レスリング、セーリング、ウエイトリフティング、ハンドボール、自転車、ソフトテニス、卓球、軟式野球、相撲、馬術、フェンシング、柔道、ソフトボール、バドミントン、弓道、ライフル射撃、剣道、ラグビーフットボール、山岳、カヌー、アーチェリー、空手道、銃剣道、クレール射撃、なぎなた、ボウリング、ゴルフ、スケート、アイスホッケー、スキー、硬式野球及びトリアスロンに限る。)

(2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者若しくは全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者

2 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

3 (一)の2及び3に掲げる者

(五) 博士号取得者特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 博士の学位を有している者

2 昭和四十五年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

3 (一)の2及び3に掲げる者

(六) 看護科・理療科教諭特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいずれにも該当するものが受験できます。

1 次のいずれかに該当する者

(1) (一)の2に掲げる者

(2) 看護師免許証を有し、看護師、保健師又は助産師として五年以上の実務経験を有する者(看護の教科について志願する場合に限る。)

(3) あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師として五年以上の実務経験を有する者(理療の教科について志願する場合に限る。)

2 昭和四十年四月二日以降に生まれた者又は第一次試験免除者A

3 (一)の3に掲げる者

四 受付の期間等

平成二十六年五月十六日(金曜日)から同年六月六日(金曜日)まで(日曜日及び土曜日を除く。)の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます(郵送の場合は、六月六日までの消印のあるものに限ります。)

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十六年六月二日以降は、全て速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課(山口市滝町一番一号(郵便番号七五三-八五〇))に提出してください。

なお、(一)から(六)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用してください。

(一) 教員採用志願書

(二) 受験票

(三) 志願登録票

(四) 自己推薦票

(五) 特別選考志願者申告票

(六) 県内の国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校において山口県教育委員会、下関市教育委員会又は山口大学長が臨時的に任用した教諭

(任期付教諭を含む。)、助教諭、養護教諭若しくは養護助教諭(以下「臨時的任用教員」という。)、又は非常勤講師、非常勤教諭若しくは非常勤養護教諭(以下「非常勤講師等」という。))として、平成二十三年四月一日から平成二十六年三月三十一日までの間において通算して二十四月以上の在職期間(ただし、非常勤講師等の在職期間は、その在職月数に二分の一を乗じ、小数点以下を切り捨てて算出した月数(以下「換算在職月数」という。))とし、臨時的任用教員及び非常勤講師等の勤務経験を有する者の在職期間は、臨時的任用教員の在職月数と非常勤講師等の換算在職月数の合計とする。なお、在職月数の算定に当たっては、月に一日でも在職していれば一月とする。また、同一の月に複数の任用がある場合は、いずれか一の任用のみを対象とする。(を有する者(以下「教職専門免除者B」という。))にあっては、教職専門免除者B申請書並びに学校名、任用期間及び任命権者が明記された人事異動通知書並びに辞職に関する人事異動通知書(任用期間の途中で辞職した者に限る。))

(七) 現に私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)にあっては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書

(八) 社会人特別選考の志願者のうち、青年海外協力隊、日系社会青年ボランティア、シニア海外ボランティア又は日系社会シニア・ボランティアとして二年以上派遣された経験を有するもの(以下「派遣された経験を証明する書類」)

(九) スポーツ・芸術特別選考の志願者(以下「競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。))

(十) 博士号取得者特別選考の志願者(以下「博士号の学位を証明する書類又はその写し」)

(十一) 身体障害者を対象とした選考の志願者(以下「身体障害者手帳の写し」)

(十二) (六)から(十)までに掲げる書類に記載された氏名と志願者の氏名が異なる場合にあっては、戸籍抄本等

六 インターネットを利用する方法による志願手続
 (一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)は、インターネットを利用する方法により志願することができます。
 (二) 志願の受付期間
 平成二十六年五月十六日(金曜日)午前九時から同月三十日(金曜日)午後五時

七 志願上の留意点

(一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。
 (二) 受験票は、七月上旬に送付します。
 (三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれか一に限りすることができます。ただし、次に掲げる場合は、この限りではありません。

1 一般選考を志願する場合において、中学校又は特別支援学校小学部若しくは小学部を志願する者が、小学校を第二志願として志願するとき。

2 一般選考を志願する場合において、中学校の音楽と特別支援学校中学部の音楽とを併せて志願するとき。

3 一般選考を志願する場合において、中学校の美術と特別支援学校中学部の美術とを併せて志願するとき。

4 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(音楽)と特別支援学校高等部の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。

5 一般選考を志願する場合において、高等学校の芸術(美術)と特別支援学校高等部の芸術(美術)とを併せて志願するとき。

6 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の保健体育と高等学校の保健体育とを併せて志願するとき。

7 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の音楽と高等学校の芸術(音楽)とを併せて志願するとき。

8 スポーツ・芸術特別選考を志願する場合において、中学校の美術と高等学校の芸術(美術)とを併せて志願するとき。

(四) 志願書類受付後の選考区分、校種等、教科(科目等)及び試験地の変更は、認めません。

(五) 車椅子の使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。

八 志願書類の請求
 志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手を貼った宛先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。同時に二部請求する場合にあっては、六十五円分の切手を割増郵送料として追加してください。

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出
 次に掲げる書類等を第一次試験の初日(第一次試験免除者A及び現に他の都道府県において国公立の小中学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に在職

している教員（任期を定めて任用されている者及び非常勤である者を除く。）のうち、平成二十六年三月三十一日現在、継続して三年以上の勤務経験（休職、育児休業等の期間を除く。）を有する者（以下「第一次試験免除者B」という。）にあっては、第二次試験の初日に提出してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科（科目等）を表に明記した封筒に入れて提出してください。

(一) 整理票

(二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書（聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者）にあっては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書）

(三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状（校種等及び教科が同一であるもの）については、そのうち最も上位であるものに限り、(二)の写し又は免許状取得見込証明書

(四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書（開封無効）（大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者）にあっては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業者及び卒業見込みの者にあっては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあっては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書）

(五) 司書教諭の講習を修了した者にあっては、修了証書の写し

(六) 公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の一級、準一級又は二級に合格した者（中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者を除く。）にあっては同協会の発行する合格証明書（開封無効）又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいてインターネット版六十一以上（ペーパー版のもの）にあっては五百点以上、コンピュータ版のものにあっては百七十三点以上）を取得した者又は一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者（中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者を除く。）にあっては成績を証明できる書類の写し

(七) 中学校及び高等学校の外国語（英語）の志願者のうち、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定の二級に合格した者にあっては同協会の発行する合格証明書（開封無効）又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいてインターネット版九十七点以上（ペーパー版のもの）にあっては五百九十点以上、コンピュータ版のものにあっては二百四十三点以上）を取得した者又は一般財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するT

OEICにおいて八百六十点以上を取得した者にあっては成績を証明できる書類の写し

(八) 高等学校卒業後に、オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者若しくは日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に四年以上に入学した者（団体で競技する種目）にあっては、正選手であった者に限り、(七)又はその者を指導育成した実績を有する者にあっては、競技歴並びに入賞した競技会等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し（当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。）

(九) 高等学校卒業後に、芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者若しくは全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者又はその者を指導育成した実績を有する者にあっては、入賞したコンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し（当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。）

(十) 水産（航海系）及び水産（機関系）の志願者にあっては、志願しようとする教科（科目等）の受験資格に係る海技免状の写し又は海技免状の取得の見込みについて記載した書面

(十一) 看護科・理療科教諭特別選考の志願者にあっては、看護師免許証の写し又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し及びきゆう師免許証の写し試験の期日及び会場

区分	期日	試験地	選考区分	会場	所在地
一般			校種等（教科）		
中			音楽、美術、保健体育、技術、家庭	山口県立山口高等学校	山口市糸米一丁目九番一号
高			地理歴史、公民、外国語	山口県立山口高等学校	山口市糸米一丁目九番一号
社			情報、家庭、商業、水産、工業、福祉	山口県立山口高等学校	山口市糸米一丁目九番一号
小			養護教諭	山口県立西京高等学校	山口市黒川二五八〇の一
中			国語、社会、理科	山口県立山口中学校	山口市宮島町六番

支援学校に在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。）及び教職専門免除者B、社会人特別選考並びに博士号取得者特別選考の志願者に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。

2 特別支援学校中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。

2 スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

期日	実施事項	日 程
平成二十六年七月十九日（土曜日）	個人面接	午前十時四十分から午後五時二十分まで
平成二十六年七月二十日（日曜日）	集団面接	午前九時四十分から午後五時三十分まで

(二) 第二次試験

期日	実施事項	日 程
平成二十六年八月三日（土曜日）	受 付	午前八時から午前八時五十分まで
	諸 連 絡	午前八時五十分から午前九時十分まで
	適 性 検 査	午前九時十分から午前十時まで
	小 論	午前十時十五分から午前十一時五分まで
	面接	午前十一時二十分から午後五時二十分まで
平成二十六年八月四日（日曜日）	面接	午前八時三十分から午前九時二十分まで
	試験	午前九時三十分から午後五時まで
	実技試験	午前九時三十分から午後五時まで

注 特別支援学校小学部の志願者の実技は、小学校で受験することになります。

十二 試験の内容並びに評価及び選考の方法

(一) 試験の項目及び評価の視点

1 第一次試験

(1) 一般選考、社会人特別選考、博士号取得者特別選考及び身体障害者を対象とした選考

技 術	試 験	筆 記	試 験				試験の項目	内 容	評 価 の 視 点
			専 門	教 育	教 諭	教 職			
家庭実技 （中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 学部及び高等部の家庭 の志願者）	書道実技 （高等学校の書道の志 願者）	特別支援教育専門 （特別支援学校小学 部、中学部及び高等 部）	養護教諭	高等学校及び特別 支援学校高等部	中学校及び特別支 援学校中学部	小学校及び特別支 援学校小学部	教育法規、教育心理、 学習指導、生徒指導、 特別支援教育、一般 教養、社会、算数、理 科、国語、工作、家庭、 外国語、活動、図画	被服製作及び調理実習	基礎的な知識及び技能 の習得、安全への配慮 、品質、性能
技術実技 （中学校及び特別支援 学校、高等学校の志 願者）	美術実技 （中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 学部及び高等部の美術 の志願者）	音楽実技 （中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 学部及び高等部の音楽 の志願者）	養護教諭	高等学校及び特別 支援学校高等部	中学校及び特別支 援学校中学部	小学校及び特別支 援学校小学部	教育法規、教育心理、 学習指導、生徒指導、 特別支援教育、一般 教養、社会、算数、理 科、国語、工作、家庭、 外国語、活動、図画	当日指定する簡単な日用品の 設計、加工及び組立て	基礎的な知識及び技能 の習得、安全への配慮 、品質、性能
家庭実技 （中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 学部及び高等部の家庭 の志願者）	書道実技 （高等学校の書道の志 願者）	特別支援教育専門 （特別支援学校小学 部、中学部及び高等 部）	養護教諭	高等学校及び特別 支援学校高等部	中学校及び特別支 援学校中学部	小学校及び特別支 援学校小学部	教育法規、教育心理、 学習指導、生徒指導、 特別支援教育、一般 教養、社会、算数、理 科、国語、工作、家庭、 外国語、活動、図画	当日指定する題材に基づく絵 画、彫刻等の制作及び作品に ついての説明	基礎的な知識及び技能 の習得、安全への配慮 、品質、性能
家庭実技 （中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 学部及び高等部の家庭 の志願者）	書道実技 （高等学校の書道の志 願者）	特別支援教育専門 （特別支援学校小学 部、中学部及び高等 部）	養護教諭	高等学校及び特別 支援学校高等部	中学校及び特別支 援学校中学部	小学校及び特別支 援学校小学部	教育法規、教育心理、 学習指導、生徒指導、 特別支援教育、一般 教養、社会、算数、理 科、国語、工作、家庭、 外国語、活動、図画	当日指定する題材に基づく絵 画、彫刻等の制作及び作品に ついての説明	基礎的な知識及び技能 の習得、安全への配慮 、品質、性能
家庭実技 （中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 学部及び高等部の家庭 の志願者）	書道実技 （高等学校の書道の志 願者）	特別支援教育専門 （特別支援学校小学 部、中学部及び高等 部）	養護教諭	高等学校及び特別 支援学校高等部	中学校及び特別支 援学校中学部	小学校及び特別支 援学校小学部	教育法規、教育心理、 学習指導、生徒指導、 特別支援教育、一般 教養、社会、算数、理 科、国語、工作、家庭、 外国語、活動、図画	当日指定する題材に基づく絵 画、彫刻等の制作及び作品に ついての説明	基礎的な知識及び技能 の習得、安全への配慮 、品質、性能

(二) 評価の方法

実技試験 学校(音楽実技) 小学校及び特別支援 小学校(音楽実技) 小学校及び特別支援 小学校(音楽実技)	小論文 体育実技 小学校及び特別支援 小学校(音楽実技)	集団面接 模擬授業及び討議	個人面接 個人面接及び適性検査	試験項目 内	試験内容 容	評価の視点 点	2 第二次試験	集団面接 討議	個人面接 教職専門試験の試験の項目及び教科(科目等)専門試験の項目の内容に関する口述試験	試験の項目 内	試験内容 容	評価の視点 点	(2) スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考	集団面接 討議	実						
															英語リスニング 中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 部及び高等部の外国語 の志願者)	英語スピーキング 中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 部及び高等部の外国語 の志願者)	当日指定する議題についての 集団討論	緊急法等看護教諭として必要 な実技	リスニングテスト	発言の要旨を聞き取る能力及び当該 要旨を基に書く能力	
楽曲又は任意のピアノ曲その 他の器楽曲の歌唱又は演奏	課題曲のうち当日指定し たものに簡単なピアノの伴奏 をつけての歌唱及び任意の 楽曲又は任意のピアノ曲その 他の器楽曲の歌唱又は演奏	陸上運動、器械運動、ボール 運動、体づくり運動	個人面接及び適性検査	内	容	教育的愛情、教育に対する情熱及び 意欲、教育観、人権意識、倫理観、 表現力、創造力、指導力、社会性、 積極性、協調性等	2 第二次試験	討議	教職専門試験の試験の項目及び 教科(科目等)専門試験の項目の 内容に関する口述試験	内	容	(一) 教員として必要な教職専門分野 に関する基礎的知識及び理解 (二) 教員としての指導に必要となる 知識及び技能並びに必要となる専門的 知識及び技能並びに受験者が有する 専門的知識及び経験と教育との関 連性 (三) 教員としての適性及び教育に関 する熱意	評価の視点 点	(2) スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考	討議	英語リスニング 中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 部及び高等部の外国語 の志願者)	英語スピーキング 中学校、高等学校並 びに特別支援学校中 部及び高等部の外国語 の志願者)	当日指定する議題についての 集団討論	緊急法等看護教諭として必要 な実技	リスニングテスト	発言の要旨を聞き取る能力及び当該 要旨を基に書く能力
歌唱力、伴奏力、表現力及び技術力	領域に対する知識及び技能並びに運 動に対する心構え及び姿勢							表現力、判断力、社会性、積極性、 協調性等						表現力、判断力、社会性、積極性、 協調性等	疾患等の知識及び理解を基にした観 察力、判断力及び対心力並びに保健 指導等の実戦力	積極性、発言の内容、表現力及び発 音					

- 各試験の項目について、それぞれの評価の視点に基づき、各試験の項目ごとにそれぞれの成績の上位から五段階に区分して評価します。
- (三) 選考の方法
- 各試験の項目の評価の結果に基づき、出願時の提出書類等を考慮しつつ、受験者の人物を重視して総合的に判断します。
- 十三 第一次試験の合格者の発表日等
- 平成二十六年八月十二日(火曜日)とし、同日午前九時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合評価ランクの上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分した選考結果並びに受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価ランクを通知します。
- 十四 採用候補者名簿記載予定者の発表日等
- (一) 平成二十六年九月二十五日(木曜日)とし、同日午前九時に採用候補者名簿記載予定者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。また、第二次試験の受験者全員に文書で記載予定の有無を通知します。
- (二) 第二次試験の不合格者に対し、総合評価ランクの上位からA、B、C及びDの四段階に区分した選考結果並びに第二次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b及びcの三段階に区分した試験の項目ごとの評価ランクを通知します。なお、第一次試験を受験した者に対しては、第一次試験の受験者全員の各試験の項目の得点の上位からa、b、c、d及びeの五段階に区分した試験の項目ごとの評価ランクを併せて通知します。
- (三) 第一次試験を受験し、第二次試験で不合格となった者のうち、総合評価ランクがA又はBであるものに対しては、平成二十八年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十七年年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。
- (四) 平成二十七年採用候補者名簿に記載された者で大学院へ進学するために採用の延期を申し出たもののうち、次のいずれにも該当するものは、平成二十九年採用候補者名簿に記載します。
- 平成二十九年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
 - 平成二十九年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者
- (五) 平成二十七年採用候補者名簿に記載された者で、大学院に在学中であり、引き続き修学するために採用の延期を申し出たもののうち、次のいずれにも該当するも

のは、平成二十八年年度採用候補者名簿に登載します。

- 1 平成二十八年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
- 2 平成二十八年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者

(六) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十七年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿に登載しないことがあります。

(七) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。

(八) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料（義務教育等教員特別手当を含む。）は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格		
	博士の学位を有する者	修士の学位を有する者	学士の学位を有する者
小学校	二八三、六六八円	二三六、八九六円	二二二、九九二円
中学校	二八三、六六八円	二三六、八九六円	二二二、九九二円
高等学校	二八三、六六八円	二三六、八九六円	二二二、九九二円
特別支援学校	二九七、六六八円	二四九、五四六円	二三四、三七〇円
			短期大学の学位又は準学士の称号を有する者
			一八六、一七六円
			一九六、一二六円

注 給料の月額は、平成二十六年四月一日現在のものです。

十六 その他

(一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合には、必ずその旨を山口県教育庁教職員課（電話〇八三一九三三―四五五〇）に連絡してください。

(二) この試験について不明な点がある場合には、山口県教育庁教職員課に問い合わせてください。

公 告

指定技能教育施設の所在地の変更の届出

学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）第三十四条第一項の規定によ

り、次のとおり指定技能教育施設の所在地を変更する旨の届出がありました。

平成二十六年五月十六日

山口県教育委員会

- 一 指定技能教育施設の名称
NEMネムハイスクール徳山校
- 二 指定技能教育施設の所在地

変更後	変更前
周南市校馬場通二丁目三番地	周南市鞆町一丁目一五番地

三 変更年月日

平成二十六年四月一日



山口県選挙管理委員会告示第六十六号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条の規定により、不在者投票のできる老人ホームを次のとおり指定した。

平成二十六年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 中村正昭

名称	所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム員光園（ユニツト型）	下関市大字員光一五四四	平成二六、四、二三
特別養護老人ホームきくがわ苑（ユニツト型）	菊川町大字下岡枝一〇六四	〃
特別養護老人ホーム虹の郷	豊浦町大字厚母郷四四二	〃
特別養護老人ホームはまゆう苑なぎさ	横野町三丁目一五番一〇号	〃
特別養護老人ホームほたるホームとよた（ユニツト型）	豊田町大字荒木五一の二	〃

ユニット型特別養護老人ホームフェニックス	大字小野六四の一	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム小郡・山手一番館いこいの丘	山口市小郡尾崎町二番一号	〃	〃	〃
特別養護老人ホームとくぢ苑(ユニット型)	徳地八坂一三三〇	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム山口あかり園(ユニット型)	黒川三三六三	〃	〃	〃
特別養護老人ホームかわかみ苑(ユニット型)	萩市川上四九二の一	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム防府あかり園(ユニット型)	防府市大字台道一六五五	〃	〃	〃
特別養護老人ホームライフケア高砂(ユニット型)	大字上右田三三四	〃	〃	〃
地域密着型特別養護老人ホームほしのさと	下松市生野屋南一丁目一三番二号	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム光富士白苑(従来型)	光市虹ヶ浜二丁目五番七号	〃	〃	〃
特別養護老人ホームやまと苑(ユニット)	大字岩田二六七	〃	〃	〃
特別養護老人ホームみとう悠悠苑おおだ園	美祢市美東町大田五三七八の一	〃	〃	〃
特別養護老人ホームやまなみ荘(ユニット型)	周南市大字鹿野上二七五五の一	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム友愛園(ユニット型)	大字須々万本郷二八の一	〃	〃	〃
特別養護老人ホームサンライフ山陽(ユニット型)	山陽小野田市大字埴生二一五六	〃	〃	〃
特別養護老人ホーム高千帆苑(ユニット型)	大字有帆六六二の八	〃	〃	〃
ユニット型特別養護老人ホームつづじ苑	熊毛郡平生町大字首根一二六の二	〃	〃	〃

平成二十六年五月十六日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁